

福島県産業廃棄物処理業者エコアクション21取得 アドバイザー派遣事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「評価制度」という。）」の推進にあたり、評価基準に適合するために取り組んでいる産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下「処理業者」という。）で、エコアクション21の認証・登録を目指す処理業者に対し専門的な知識を有するアドバイザーを派遣することによりその取組を支援し、優良な処理業者の育成を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 事業の対象者は、本県内に事業場又は事務所を設置し、本県の許可を有する処理業者とする。

（派遣の申請）

第3条 アドバイザーの派遣を受けようとする処理業者は、福島県エコアクション21取得アドバイザー派遣事業実施申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（派遣の決定等）

第4条 知事は、前条の規定による申請があり、適当と認められるときは、事前に申請者に通知した後、アドバイザーの派遣を行うものとする。

（結果報告）

第5条 アドバイザーの派遣を受けた処理業者は、派遣を受けた日から7日以内に、その結果を福島県エコアクション21取得アドバイザー派遣事業実施結果報告書（様式第2-1号）により知事に報告するものとする。

（アドバイザーの任務）

第6条 アドバイザーは、処理業者の事務所等に赴き、実地において、エコアクション21認証・登録に必要な指導、助言等を行う。

2 前項の指導、助言等を実施した場合は、実施日から7日以内に、その結果を福島県エコアクション21取得アドバイザー派遣事業実施結果報告書（様式第2-2号）により知事に報告するものとする。

（アドバイザーの派遣）

第7条 アドバイザーは、前条の事項について専門的な知識を有し、この事業の実施に関し適当であると認められる者のうちから、知事が依頼し、派遣するものとする。

2 派遣の回数は、1事業者につき最大3回までとする。

（経費負担）

第8条 知事は、本事業の実施にあたり、アドバイザーに対し、謝金及び旅費を支給するものとする。

（庶務）

第9条 この要領に定める事務は、福島県生活環境部不法投棄対策室が所管する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

福島県エコアクション 2.1 取得アドバイザー派遣事業
実 施 申 請 書

福島県知事 様

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

福島県エコアクション 2.1 取得アドバイザー派遣事業実施要領に基づき、次のとおりアドバイザーの派遣を申請します。

1	派遣を希望する事業場等	名称	
		住所	
2	派遣を希望する年月日	年	月 日
3	特にアドバイスを希望する事項等		

(担当者連絡先)

職・氏名		電話番号	Tel.
電子メールアドレス	@	ファクシミリ番号	Fax.

福島県エコアクション 2.1 取得アドバイザー派遣事業
実 施 報 告 書

福島県知事 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

福島県エコアクション 2.1 取得アドバイザー派遣事業実施要領に基づき、次のとおり報告
します。

1	実 施 年 月 日	年 月 日
2	ア ド バ イ ザ ー の 氏 名	
3	実 施 し た 事 業 場 等	名 称
		住 所
4	受 講 者	受 講 人 数
		受 講 代 表 者
		職
		氏 名
5	アドバイザーから得た指導、助言等の内容	
6	今後、認証・登録に向けて取組む内容	
7	その他特に参考になった事項等	

(担当者連絡先)

職・氏名		電話番号	Tel.
電子メールアドレス	@	ファクシミリ番号	Fax.

福島県産業廃棄物優良処理業者育成アドバイザー派遣事業
実 施 報 告 書

福島県知事 様

アドバイザー 住所

氏名

印

福島県エコアクション 2.1 取得アドバイザー派遣事業実施要領に基づき、次のとおり報告
します。

1	実 施 年 月 日	年 月 日
2	実 施 し た 事 業 場 等	名 称
		住 所
3	受 講 者	受 講 人 数 名
4	処 理 業 者 に 行 っ た 指 導 、 助 言 等 の 内 容	
5	今 後 、 処 理 業 者 が 認 証 ・ 登 録 に 向 け て 取 組 む べ き 内 容	
6	そ の 他 特 記 事 項	